

# 北 栄 町 自 治 会 長 会 日 程

日時 令和6年4月24日（水）

午後3時30分から

場所 大栄農村環境改善センター 多目的ホール

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 町長あいさつ
- 4 新課長等紹介
- 5 協議及び連絡事項について

## 《総務課》

- (1) 自治会要望の結果について・・・・・・・・・・ 要望自治会別資料
- (2) 年間イベント情報について・・・・・・・・・・ 資料1
- (3) 自治会関係の町補助制度一覧について・・・・・・・・ 資料2
- (4) 自治会総合交付金について【※切 5/22（水曜日）】・・・ 資料3
- (5) 災害時避難行動要支援者名簿の提供について・・・・・・・・ 資料4
- (6) 令和7年度のコミュニティ助成事業について  
【※切 7/31（水曜日）】・・・・・・・・ 資料5
- (7) 交通災害共済の加入者証について・・[4/26（金曜日）発送予定]
- (8) 地域座談会について・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料6
- (9) 地縁団体功労者総務大臣表彰・頑張る住民自治活動知事表彰について

## 《福祉課》

- (1) 令和6年度 敬老行事補助金について・・・・・・・・ 資料7
- (2) 金婚表彰対象者の調査及び報告について・・・・・・・・ 資料8
- (3) 令和6年度日本赤十字募金のお願いについて  
【※切 5/22（水曜日）】・・・・・・・・ 資料9
- (4) ふくしと健康の相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料10
- (5) 防災福祉マップ作成にかかる補助金について・・・・・・・・ 資料11
- (6) 北栄町タクシー利用料助成について・・・・・・・・ 資料12
- (7) 北栄町高齢者見守り体制促進事業について・・・・・・・・ 資料13

《健康推進課》

- (1) 食生活改善推進員養成の取組みについて (お願い)・・・資料14
- (2) 令和6年度健康づくり事業について・・・・・・・・・・資料15

《地域整備課》

- (1) 自治会が実施する除草作業等に対する費用助成について・・・資料16

《産業振興課》

- (1) 地域計画について・・・・・・・・・・資料17

《環境エネルギー課》

- (1) オオキンケイギクの除去について・・・・・・・・・・資料18
- (2) 再生資源回収報奨金について・・・・・・・・・・資料19

《教育総務課》

- (1) 地域で子どもを育てる体験活動支援補助金について・・・資料20
- (2) 通学路見守り活動について・・・・・・・・・・資料21
- (3) 北条大トーク大会について・・・・・・・・・・資料22

《生涯学習課》

- (1) 令和6年度人権を学ぶ会について・・・・・・・・・・資料23
- (2) 令和6年度分かりやすいじんけんの話について・・・資料24
- (3) 令和6年度あいさつ運動について・・・・・・・・・・資料25

《社会福祉協議会》

- (1) 令和6年度社会福祉協議会会費のお願いについて  
【※切5/22(水曜日)】・・・資料26

6 質疑応答

7 その他

- (1) 7月自治会長会・・・令和6年7月24日(水)  
時間：午後2時30分～午後3時15分 研修会  
午後3時30分～午後4時30分 自治会長会  
会場：大栄農村環境改善センター

8 閉会

## 自治会関係の町補助金制度一覧

(令和6年4月現在)

補助金の名称・内容		補助金額 (補助率、上限額等)	申請・交付時期	担当課
総	1 自治会運営交付金 文書配付等に係る自治会運営経費の助成	均等割: 40,000円/自治会 世帯割: 2,000円/世帯数	申請: 5月 交付: 6月下旬	総務課
総	2 防犯灯維持管理交付金 自治会が設置する防犯灯の電力料金の一部補助	防犯灯電気料金の1/3	申請: 5月 交付: 6月下旬	総務課
総	3 防火防災組織運営交付金 自主防災組織の運営、消防ポンプの維持管理経費の助成	自衛消防団又は自主防災組織 均等割: 5,000円/団体 消防ポンプ割: 20,000円 + 200円 × 世帯数 女性消防隊 均等割: 5,000円/団体 消防ポンプ割: 20,000円	申請: 5月 交付: 6月下旬	総務課
総	4-1 防火防災器具等交付金(防災備品) 自主防災組織等が防災活動で使用する資機材の購入費助成(担架、リヤカー、ジャッキ等)	補助率: 1/2 上限額: 10万円	申請: 随時 交付: 随時	総務課
総	4-2 防火防災器具等交付金(消防器具) 消防用器具の購入費、修繕費に対する助成(消防ホース、格納庫、作業服など)	補助率: 1/2 上限額: 10万円 ※1月自治会要望時にあつ旋取りまとめ(あつ旋にない物品購入や修繕は実施後に、随時申請)	申請: 随時 交付: 随時 (あつ旋分は8月)	総務課
総	5-1 訓練支援活動交付金(訓練活動) 自治会、自主防災組織、自衛消防団等が主催実施した防災訓練、避難訓練、救命講習等に対する助成。●町主催訓練参加、消火栓等点検作業は対象外。	訓練活動に対する経費助成 400円/参加世帯 上限: 5回又は10万円	申請: 随時 (実施後、年度内) 交付: 随時	総務課
総	5-2 訓練支援活動交付金(支援活動) 自治会等が実施した住民の避難支援、消火・搜索活動、空家対策(応急処置、除草、駆除)に対する助成。●自治会内のゴミ拾いや側溝清掃など環境対策は対象外。	防火防災支援活動に対する経費助成 200円/回・活動参加・従事者 避難所にあつては、1泊2日を1回とする	※①②の申請には、活動中の写真、参加者の名簿が必要	
総	5-3 訓練支援活動交付金(消耗品) 上記①②の活動のために購入した消耗品・食料費の購入に対する助成。●食料は避難者食事に限る。	訓練、防火防災支援活動の消耗品助成 購入費 × 1/2 上限: 50,000円/自治会		
総	6 除雪活動交付金 自治会が行った道路除雪経費(作業員労務費、除雪委託料、機械の燃料費・借上料等)に対する助成。●飲食、用具購入、機械点検費。領収(請求)書のない経費は対象外。	経費の1/2 上限額: 50,000円/回・自治会	申請: 随時 (実施後、年度内) 交付: 随時 ※申請には、除雪後の写真、除雪位置図が必要	総務課

	補助金の名称・内容	補助金額 (補助率、上限額等)	申請・交付時期	担当課
総	7 再生可能エネルギー推進交付金 再生可能エネルギー推進のための助成  設備設置あり…10年間 設備設置なし…令和8年度まで	太陽光発電設備の設置がある自治会 均等割:20,000円/自治会  出力割:2,000円/kW ----- 太陽光発電設備の設置がない自治会 均等割:10,000円/自治会	申請:5月 交付:6月下旬	総務課
総	8 LED防犯灯整備等補助金 自治会が設置するLED防犯灯の整備・修繕に対する助成	補助率:設置費、修繕費の1/2 上限額:30,000円/灯 (支柱を設置する場合の上限:50,000円) ※工事着手前に申請 ※修繕の場合、1灯あたりの工事費が3万円	申請:随時 (着手前) 交付:随時	総務課
総	9 自治会除雪機整備費補助金 自治会が購入する除雪機に対する補助 ※付属品は、本体カバー、ガソリン携行缶	①除雪機購入支援 補助率:購入費(付属品含む)の1/2 上限額:250,000円	申請:随時 (着手前) 交付:随時	総務課 ※1月自治会要望必要
総	10 自衛消防設備等整備費補助金 消火栓の設置・移設、消防ポンプ格納庫の整備、(小型消防ポンプの購入)に対する助成	補助率:1/2 上限額:消防ポンプ格納庫整備30万円 その他は上限なし	申請:随時 (着手前) 交付:随時	総務課 ※1月自治会要望必要
総	11 自治会集会施設整備補助金 自治会が自治会集会施設整備(新築、増築、購入)のため、銀行等からの借入に対する助成	補助率:借入金の5% ※土地取得費、改修に係るものは対象外	申請:随時 交付:随時	総務課
総	12 自治会集会施設バリアフリー改修等補助金 自治会集会施設のバリアフリー改修等費用に対する補助。	補助率:費用の1/2。補助金上限20万円 ※一般的なバリアフリー改修のほか、トイレ改修(和式⇒洋式)、冷暖房設備設置が対象。	申請:随時(着手前、12月末まで) 交付:随時	総務課
総	13 コミュニティ助成事業(一般コミュニティ) 自治会活動に直接必要な施設・設備の整備に対する助成	補助率:10/10 助成額:100万円～250万円	申請:9月頃 決定:翌年4月 交付:随時	総務課
総	14 コミュニティ助成事業(コミュニティセンター) 自治会集会所などの建設整備費に対する助成	補助率:3/5以内 上限額:1,500万円	申請:9月頃 決定:翌年4月 交付:随時	総務課
総	15 コミュニティ助成事業(防災組織育成) 消防器具、消防ポンプ、消防ポンプ格納庫整備などに対する助成	補助率:10/10 助成額:30万円～200万円	申請:9月頃 決定:翌年4月 交付:随時	総務課
企	1 バス待合所整備費補助金 自治会が行うバスの待合所の整備(新設、改築、修繕)に対する助成	補助率:新築・改築・修繕2/3 上限額:40万～80万円(内容により変動) ※1月自治会要望	申請:随時 (着手前) 交付:随時	企画財政課
環	1 ごみ収集所整備費補助金 ごみ収集所の新設・改築・修繕に係る費用の助成	補助率:1/2 上限額:20万円 ※希望取りまとめは1月。緊急は随時(事前)	申請:随時 (着手前) 交付:随時	環境エネルギー課
環	2 不法投棄廃棄物撤去事業等補助金 不法投棄された廃棄物の処分のための重機等借上経費、労務費、廃棄物処分経費の支援	重機等借上げ経費、労務費の1/2 廃棄物処分経費10/10 ※事前にご相談ください。	申請:随時 (着手前) 交付:随時	環境エネルギー課

	補助金の名称・内容	補助金額 (補助率、上限額等)	申請・交付時期	担当課
環	3 再生資源回収報奨金 古紙、金属等の再生資源の回収に対する報奨金	古紙類(新聞・雑誌等) 3円/kg 金属類(アルミ缶等) 5円/kg びん類(一升瓶・ビール瓶) 5円/本	申請:随時 交付:随時	環境エネルギー課
福	1 敬老行事補助金 自治会における敬老会等事業に対する助成	75歳以上1人あたり1,000円 ※現金や商品券等の金券類は補助の対象になりません。	申請:事業実施 2週間前 交付:随時 (事業実施後)	福祉課
福	2 防災福祉マップ作成等支援 ①災害時要支援対策促進事業:防災福祉マップ(支え愛マップ)作成、避難支援物品、研修会開催経費等の支援 ②ステップアップ事業:支え愛マップの見直し、支え愛連絡会立上げ、避難支援の取り組み等に対する支援	①災害時要支援対策促進事業 上限額:50,000円 ②ステップアップ事業 上限額:100,000円 ※①の補助を受けた自治会が対象	申請:随時 交付:随時	福祉課 社会福祉協議会
福	3 福祉活動助成金 自治会における福祉活動の支援	10,000円+300円×世帯数	申請:随時 (6月以降) 交付:随時	社会福祉協議会
産	1 地域緑化の推進事業 緑の募金」を原資に、樹木・花きの植樹など緑化整備等の実施地区に対し交付金を交付	50,000円/1地区 ※13地区程度を想定、審査により決定	申請:6月中旬 交付:審査決定後	産業振興課
産地	2 生活・生産基盤施設原材料等支給事業 町道、農道等及び農業用排水路の工事及び除草作業原材料及び機械借上料等の助成	補助率等:対象施設により50~100% 上限額:20万円	申請:随時 交付:随時	産業振興課 地域整備課
産	3 枯松伐採促進事業補助金 保全松林及びその周辺の松くい虫被害木の防除・駆除に対し補助金を交付	町単価表の60%	申請:随時 交付:随時	産業振興課
地	1 震災に強いまちづくり促進事業補助金 自治会公民館・集会所の耐震診断・設計に対する助成(改修は除く)	補助率:2/3 上限額:延床面積×単価 (延床面積1,000㎡以内 3,600円/㎡)	申請:随時 交付:随時	地域整備課
教	1 地域で子どもを育てる体験活動支援補助金 長期休業中(夏休み等)に行う小・中学生児童生徒の学習活動・体験活動に対する補助	40,000円/自治会(上限)	申請:随時 (事業実施前) 交付:随時	教育総務課
生	1 コミュニティ助成事業 (青少年健全育成助成事業) 小・中学生が参加するレクリエーション、文化・学習活動のイベントに対する助成	補助率:10/10 助成額:30万円~100万円	申請:9月頃 決定:翌年4月 交付:随時	生涯学習課

### 自治会総合交付金算定基礎報告書の提出について

自治会運営交付金、防犯灯維持管理交付金等の支払いに必要ですので、下記期限までに別添様式第1号の提出をお願いします。

提出期限 令和6年5月22日 水曜日  
提出先 総務課総務室または北条支所

【記入例】

様式第1号

令和 年 月 日 ←提出日を記入

北栄町長 様

住所 自治会長の住所  
団体名 自治会名  
代表者名 自治会長名 印

令和6年度自治会総合交付金算定基礎報告書

北栄町自治会総合交付金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

・自治会未加入の世帯は除いてください。  
・自治会加入の事業所があっても、世帯に含めないでください。

世帯数は【福祉課】資料No.9の世帯数を参考に記入する。

- 1 自治会運営交付金 ↓
  - (1) 自治会内の世帯数 ○○○ 世帯(令和6年4月1日現在)  
添付書類:今年度の自治会総会資料(事業計画・予算書) \*提出済の場合は不要
- 2 防犯灯維持管理交付金
  - (1) 防犯灯設置の有無 無・有 ←いずれかに○をする。有の場合は領収書を添付  
※4月分の防犯灯電気料金領収書及び内訳書(写し可)を添付すること。

組織がある場合は有に○をし、組織名を記入する。
- 3 防火防災組織運営交付金 ↓
  - (1) 自主防災組織設置の有無 無・有 (組織名: )
  - (2) 自衛消防団設置の有無 無・有 (組織名: )
    - ア 消防ポンプ設置の有無 無・有
  - (3) 女性消防隊設置の有無 無・有 (組織名: )
    - ア 消防ポンプ設置の有無 無・有
- 4 再生可能エネルギー交付金 設備を設置している場合は有に○をし、設置年月日等を記入。
  - (1) 自治会公民館等太陽光発電設備の設置 ↓
    - ア 太陽光発電設備設置の有無 無・有  
設置年月日: 年 月 日 出力: kW

北栄町長 様

住 所 北栄町

団体名 自治会

代表者名 印

令和6年度 自治会総合交付金算定基礎報告書

北栄町自治会総合交付金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 自治会運営交付金

(1) 自治会内の世帯数 世帯(令和6年4月1日現在)

添付書類:今年度の自治会総会資料(事業画・予算書) \*提出済の場合は不要

2 防犯灯維持管理交付金

(1) 防犯灯設置の有無 無 ・ 有

※4月分の防犯灯電気料金領収書及び内訳書(写し可)を添付すること。

3 防火防災組織運営交付金

(1) 自主防災組織設置の有無 無 ・ 有 (組織名: )

(2) 自衛消防団設置の有無 無 ・ 有 (組織名: )

ア 消防ポンプ設置の有無 無 ・ 有

(3) 女性消防隊設置の有無 無 ・ 有 (組織名: )

ア 消防ポンプ設置の有無 無 ・ 有

4 再生可能エネルギー交付金

(1) 自治会公民館等太陽光発電設備の設置

ア 太陽光発電設備設置の有無 無 ・ 有

(設置年月日: 年 月 日、出力: kW)

北栄町長 様

住 所

団体名

代表者名

印

令和6年度自治会総合交付金(変更)申請書兼実績報告書

北栄町自治会総合交付金交付要綱第4条第2項(第6条第1項)の規定に基づき、次のとおり(変更)申請及び報告します。

記

1 防火防災器具等整備費交付金

(1) 防災用備品購入の(変更)有無 無 ・ 有

※購入する備品の名称及び金額等がわかる資料を添付すること。

(2) 消防用器具等購入・修理の(変更)有無 無 ・ 有

※購入・修理する器具等の名称及び金額等がわかる資料を添付すること。

2 防火防災訓練・防火防災支援活動交付金

(1) 訓練活動の実績

実施年月日	実施場所	参加世帯数	主な活動の概要

※参加世帯名簿及び活動の写真を添付すること。

(2) 支援活動の実績

実施年月日	実施場所	参加者数	主な活動の概要

※参加者名簿及び活動の写真を添付すること。

(3) 訓練・支援用消耗品購入の実績

無 ・ 有

※購入物品の名称及び金額等がわかる資料を添付すること。

3 除雪活動交付金

作業実施年月日	除雪に要した経費の内容と金額	備考

※作業に要した経費がわかる書類、作業実施区間の地図及び除雪後の写真を添付すること。

4 添付資料

※変更申請の場合、交付金交付決定通知の写しを添付すること。

## 災害時避難行動要支援者名簿の提供について

令和6年4月から、町が作成する災害時避難行動要支援者名簿(災害時の避難に支援が必要な方の名簿)を希望する自主防災組織(自治会)に提供することになりました。

(名簿の内容等)

避難行動要支援者の範囲	名簿に記載されている事項
自宅に居住する次の者 (施設入居者は含まない) (1)要介護3~5 (2)身体障害者手帳1級又は2級 (3)精神障害者保健福祉手帳1級又は2級 (4)療育手帳A (5)その他支援が必要とする者で申し出のあった者	(1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 性別 (4) 住所又は居所 (5) 電話番号その他の連絡先 (6) 避難支援等を必要とする理由 (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

※本人又は家族が申出することで、名簿提供の拒否をすることができます。

(名簿提供の流れ)

- ①自主防災組織(自治会)の代表から総務課にご相談ください。
- ②町と自主防災組織(自治会)で名簿提供に係る『協定書』を締結します。

<協定の主な内容>

- ・名簿管理責任者の選定(変更があった場合、速やかに町に届けること)
- ・名簿の施錠管理、複写禁止、閲覧者の氏名記録などの情報漏えい防止
- ・目的外使用、第三者提供の禁止
- ・守秘義務の遵守
- ・漏えい又は漏えいの恐れがあった場合の警察への届出、名簿に記載された者への連絡

- ③名簿管理責任者(要本人確認)に紙で名簿をお渡しします。  
(役場に取りに来ていただく必要があります。)

総務課情報防災室(電話 37-5862)

## 令和7年度のコミュニティ助成事業について（希望照会）

来年度のコミュニティ助成事業の申請希望調査を行います。

申請を希望される自治会は、7月末までに、「希望する事業の種類」「事業の概要」を総務課へご連絡ください。

希望された自治会には、9月に正式な申請書を作成していただきます。

【連絡先】 一般コミュニティ、コミュニティセンター助成事業は、総務課総務室  
 地域防災組織育成助成は、総務課情報防災室

### 1 コミュニティ助成事業とは

一般財団法人自治総合センターが宝くじ収益を財源に実施する「社会貢献広報活動」で、自治会活動に必要な施設の設備等に対し支援を行うものです。

（対象となるコミュニティ事業の概要）

事業の種類	対象経費	助成額
一般コミュニティ助成事業	除雪機、エアコン、神輿、視聴覚機器(PC・TV)、遊具、テントなど自治会活動に設備に対する助成	10/10 100～250万円
コミュニティセンター助成事業	自治会集会所の建設、整備に対する助成 ※建物の修理、解体、土地関係経費は対象外	3/5 以内 上限 1,500万円
地域防災組織育成助成事業	消防器具、消防ポンプ、消防ポンプ格納庫の整備に対する助成	10/10 30～200万円

※対象経費の詳細については、上記担当室にお問い合わせください。

### 2 事業実施の流れ

- 4月～ 事業の周知、事前相談
- 7月末 申請希望の取りまとめ
- 9月末 県への申請期限
- 翌年4月ごろ 採択、不採択決定 →事業実施

### 3 その他

- ・県への申請については5件を上限とし、過去に採択実績のない自治会を優先申請します。
- ・今年度分が不採択で、来年度も継続申請したい場合もその旨お知らせください。
- ・申請にあたっては、あらかじめ自治会で検討し、自治会の合意を得てください。
- ・申請には見積書やカタログなどが必要になりますので、あらかじめご準備ください。

### 4 令和5年度の申請数と採択数

- ・一般コミュニティ：希望13、申請 5、採択3(1自治会は4回目の申請、他は1回目で採択)
- ・コミュニティセンター：希望0
- ・地域防災組織育成：消防、防災：希望1、申請1、採択1(2回目の申請で採択)

## 令和 6 年度の地域座談会について

令和 6 年度から地域座談会の実施方法を改めます。

これまでは、町環境改善センターなどで町幹部職員により町の主要事業等の説明や意見交換等を実施していましたが、今後は希望される皆さまのもとへ町長が訪問し、希望テーマをもとにフリートークで直接お話を聞かせていただきます。

積極的なご応募をお待ちしております。

### 1 地域座談会とは

町民の皆さまが日ごろ町政に関して感じていることを、町長がじっくりと聞かせていただき、直接意見交換を行い、町の施策に反映させることを目的に開催するものです。

### 2 募集内容

- (1)対象団体 町内に居住または通勤・通学する 10 人以上の団体  
自治会やサークルなど、様々な地域活動をされている団体
- (2)開催時間 1 時間 30 分程度
- (3)実施場所 各応募団体で会場の準備をお願いします。(町内に限る。)
- (4)募集期間 随時
- (5)申込方法 裏面申込書に必要事項を記入し、総務課にご提出ください。

### 3 地域座談会の実施上の「ルール」

- (1)お互いを尊重し、笑顔で意見交換をする場です。その雰囲気づくりをお願いします。  
時間は、1 時間半を目安に進めてください。
- (2)話し合いのテーマは、町政やまちづくりに関するテーマとします。
- (3)個人的な相談や要望、また、団体としての要望は慎んでください。
- (4)特定の個人に対する誹謗・中傷や宗教、営業に関することは控えてください。
- (5)公序良俗に反することなどがあった場合は、中止させていただきます。
- (6)会場の設営及び進行は、応募団体でお願いします。

### 4 地域座談会の進行例

- (1)開会 主催者 開会のあいさつ、参加者の自己紹介
- (2)概要説明 町長 テーマに関する説明や問題提起等(意見交換の糸口として)
- (3)意見交換 全員 テーマに関する意見交換(参加者が自由に発言)
- (4)まとめ 主催者 閉会のあいさつ

年 月 日

### 地域座談会 申込書

団体の名称	
代表者の住所・氏名	住所： 氏名：
連絡先	電 話： FAX： メール：
団体の主な活動地域	県内 ・ 町内全域 ・ ( )地域
団体の主な活動内容	
実施希望日時	第1希望 月 日( ) 時 分 第2希望 月 日( ) 時 分 第3希望 月 日( ) 時 分
実施場所	会場名： 所在地： 電話番号：
参加予定人員	名
話し合いたいテーマと背景	テーマ：「 」 背景：
特記事項	

※提出先 北栄町役場 総務課 総務室 FAX：0858-37-5339  
メール：soumu@e-hokuei.net

令和 6 年 4月24日

自治会長 各位

北栄町長 手嶋 俊樹  
(公印省略)

### 令和6年度敬老行事補助金について

令和6年度において、敬老行事を実施される自治会に対し、下記のとおり補助金の交付を行います。

敬老行事の実施を計画している自治会は、開催予定日の2週間前までに実施計画書・申請書の提出をお願いします。

#### 記

#### 1 交付基準額

満75歳になる学年の者(昭和25年4月1日以前に生まれた方)で、敬老行事開催予定日の2週間前に住民登録のある人数×1,000円

#### 2 提出書類

##### 【実施前】(開催予定日の1週間前までに)

令和6年度敬老行事補助金交付申請書兼実施計画書

※添付書類：対象者名簿(申請書裏面、または各自治会で作成した様式)

\*名簿には年齢または生年月日のいずれかの記載が必要です。

\*対象者は住民基本台帳の閲覧にてご確認ください。

閲覧は自治会長、または委任を受けた副自治会長のみ閲覧できます。

(町民課の窓口にて手続きが必要です。)

##### 【実施後】

令和6年度敬老行事実施報告書兼補助金交付請求書

交付決定時に同封してお送りします。

敬老行事終了後、1ヶ月以内にご提出ください。

#### 3 注意事項

現金や商品券等の金券類は補助の対象になりませんので、記念品等を購入される際にはお気をつけください。

担当：福祉課介護保険室

電話：37-5875 FAX：37-5339 Eメール：fukushi-kaigo@e-hokuei.net

年度敬老行事補助金交付申請書兼実施計画書

年 月 日

北栄町長 様

自治会名 \_\_\_\_\_ 自治会

住 所

自治会長 (印)

電話番号

年度敬老行事補助金を受けたいので、北栄町補助金等交付規則第5条の規定により下記実施計画を添えて申請します。

補助金申請額 \_\_\_\_\_ 円

記

1 実施計画

(1) 実施日時 年 月 日 曜日

開始 午前・午後 時 分  
終了 午前・午後 時 分

(2) 会 場 (敬老行事を開催する会場)

(3) 参加予定人数 75歳以上の方 \_\_\_\_\_ 人(敬老行事交付金対象者)  
\*記念品配布のみの方も含む

(4) 内 容 (実施予定のものにレ点を付けてください。) \*プログラムの添付でも可。

- 式典 会食 演奏 (内容: \_\_\_\_\_) 踊り (内容: \_\_\_\_\_)
- 歌 (内容: \_\_\_\_\_) 講話 (内容: \_\_\_\_\_)
- 手品 (内容: \_\_\_\_\_) ゲーム (内容: \_\_\_\_\_)
- 記念品 (※1) 配布 (内容: \_\_\_\_\_)
- その他 (内容: \_\_\_\_\_)

※1 現金や商品券等の金券類は補助の対象になりません。

2 添付書類 敬老会対象者名簿

\_\_\_\_\_自治会 敬老会対象者名簿

番号	氏名	年齢	番号	氏名	年齢
1			21		
2			22		
3			23		
4			24		
5			25		
6			26		
7			27		
8			28		
9			29		
10			30		
11			31		
12			32		
13			33		
14			34		
15			35		
16			36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

※申請時点の年齢をご記入ください。

令和6年4月24日

自治会長 各位

北栄町長 手嶋 俊樹  
(公印省略)

### 金婚表彰対象者の調査及び報告について (お願い)

本町では、今年度も敬老事業の一環として、米寿・金婚対象者の方に祝詞及び記念品の贈呈を実施いたします。

米寿表彰については、生年月日で対象者が確定することから、町において対象者の把握ができますが、金婚（結婚 50 周年）表彰については、婚姻届や事実婚など、個々の事情により「結婚の日」の確定が不明確であり、町で把握することが困難となっています。

つきましては、自治会長から報告のあった方に対して祝詞及び記念品の贈呈を行いますので、金婚表彰の対象になる方について各自治会において周知していただき、取りまとめをお願いいたします。(裏面は放送文の参考です)

### 記

#### 1 金婚（結婚 50 周年）表彰対象者

昭和 49 年 1 月 1 日から昭和 49 年 12 月 31 日の間に結婚された方

#### 2 報告期限等

令和 6 年 6 月 28 日(金)までに北栄町役場福祉課、または北条支所総合窓口室に別紙を提出してください。

なお、該当がない場合も、その旨ご報告ください。

また、表彰状作成等に相当の期間を要するため、期限内にご報告くださいますようご協力をお願いいたします。

※祝詞等は 9 月下旬以降に対象者へ贈呈いたします。

担当：福祉課 介護保険室  
電話：37-5875 ファクシミリ：37-5339  
Eメール：fukushi-kaigo@e-hokuei.net

放送文（案） （自治会用）

北栄町では今年結婚50周年の金婚を迎えられるご夫婦及び満88歳を迎えられる方に祝詞と記念品を贈呈します。

このうち、結婚50周年を迎えられる方の調査を行っていますので、昭和49年に結婚された方は●月●日までに自治会長まで連絡してください。

連絡がありませんと対象になりませんので、ご注意ください。

なお、祝詞と記念品は9月下旬以降に役場から対象者に直接贈呈されます。



第2024-148-0  
令和6年4月24日

自治会長 様

日本赤十字社鳥取県支部  
北栄町分区長 手嶋 俊樹 (公印省略)

令和5年度北栄町赤十字寄付 (自治会依頼分) のお礼並びに  
令和6年度「赤十字会員増強運動」に伴う寄付のお願いについて (依頼)

平素、赤十字事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
毎年5月の「赤十字運動月間」における寄付に際しましては、各自治会より格別のご協力をいただき誠にありがとうございます。

また、昨年度は自治会総額2,096,000円の寄付が集まり、全額日本赤十字社を通じ日赤活動に役立てさせていただきました。

心温まるご協力、本当にありがとうございました。

さて、本年も5月の「赤十字運動月間」に併せまして、「赤十字会員増強運動」を実施します。引き続き、日赤会員の拡大と寄付募集に各自治会の格別のご協力を賜りたいと存じます。赤十字事業の一層の拡充強化が必要とされていることを改めてご理解のうえ、運動へのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

#### 記

- 1 令和6年度日赤鳥取県支部北栄町分区寄付目標額  
自治会目標額 2,467,000円 (別紙目標額一覧表参照)
- 2 納入期限  
令和6年5月22日 (水) まで
- 3 納入方法 (次のいずれかで納入をお願いします)
  - (1) 現金の場合 ・北栄町役場大栄庁舎福祉課、北条支所総合窓口室  
・北栄町社会福祉協議会 (瀬戸)
  - (2) 口座振込の場合 ・鳥取中央農業協同組合大栄支所 普通 0010196  
(口座名) 日本赤十字社 北栄町分区分区長 手嶋 俊樹  
※領収書の関係上、振込後ご連絡ください。

担 当 福祉課福祉支援室 谷本  
電 話 : 37-5852  
FAX : 37-5339

## 各戸通知文①（自治会一括払用）

第2024-148-0

令和6年4月24日

各 位

日本赤十字社鳥取県支部  
北栄町分区長 手嶋 俊樹（公印省略）

### 令和6年度「赤十字会員増強運動」に伴う寄付について（依頼）

平素、赤十字事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、例年ご協力を頂いているところですが、本年も5月の「赤十字運動月間」に併せ、「赤十字会員増強運動」を実施いたしますので、寄付募集に格別のご協力を賜りますようお願いいたします。

また、毎年5月の「赤十字運動月間」における寄付に際しましては、みなさまからの温かいご協力により、北栄町分区で総額2,096,000円の寄付が集まり、全額日本赤十字社を通じ日赤活動に役立てさせていただきました。

心温まるご協力、本当にありがとうございました。

ご承知のとおり、日本赤十字社は、赤十字の人道的使命に基づき、国内、国外を問わず活発な活動を展開し、支援を必要とする人々等に広く愛の手をさしのべているところです。赤十字事業の一層の拡充強化が必要とされていることを改めてご理解のうえ、運動へのご協力をお願いいたします。

### 記

\* お願いする金額 一世帯あたり500円以上を目標  
（特別会員の年間会費は2,000円以上となっております。）

寄付については、すでに自治会を通じて納入していただいています。心温まるご協力、誠にありがとうございました。

この通知につきましては、「赤十字運動月間」にともなう、全町へのお願いとしてご案内いたしました。

赤十字事業につきましては、改めてご理解をいただきますよう、お願いいたします。

## 各戸通知文②（自治会個人封筒払用）

第2024-148-0

令和6年4月24日

各位

日本赤十字社鳥取県支部  
北栄町分区長 手嶋 俊樹（公印省略）

### 令和6年度「赤十字会員増強運動」に伴う寄付について（依頼）

平素、赤十字事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、例年ご協力を頂いているところですが、本年も5月の「赤十字運動月間」に併せ、「赤十字会員増強運動」を実施いたしますので、寄付募集に格別のご協力を賜りますようお願いいたします。

また、毎年5月の「赤十字運動月間」における寄付に際しましては、みなさまからの温かいご協力により、北栄町分区で総額2,096,000円の寄付が集まり、全額日本赤十字社を通じ日赤活動に役立てさせていただきました。

心温まるご協力、本当にありがとうございました。

ご承知のとおり、日本赤十字社は、赤十字の人道的使命に基づき、国内、国外を問わず活発な活動を展開し、支援を必要とする人々等に広く愛の手をさしのべているところです。赤十字事業の一層の拡充強化が必要とされていることを改めてご理解のうえ、運動へのご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 お願いする金額

一世帯あたり500円以上を目標

※同封の寄付袋に金額のご記入をお願いします。

（特別会員の年間会費は2,000円以上となっております。）

#### \* 納入場所及び期限

納入につきましては、例年どおり自治会長さんへ取りまとめのお願いをしております。そちらのご案内にしたがって、納入方お願いいたします。

(別紙) 令和6年度 日赤北栄町分区寄付、北栄町社会福祉協議会会費目標額一覧表

	世帯数	日赤寄付目標額 (1世帯500円)	社会福祉協議会会費 (1世帯1,000円)	合計 (1世帯1,500円)	備考 (全戸配布 同封物)
江北	169	84,500	169,000	253,500	
江北浜	68	34,000	68,000	102,000	各戸通知文①
東新田場	60	30,000	60,000	90,000	
西新田場	46	23,000	46,000	69,000	
国坂	51	25,500	51,000	76,500	個人封筒 各戸通知文②
国坂浜	118	59,000	118,000	177,000	個人封筒 各戸通知文②
大野	80	40,000	80,000	120,000	
田井	135	67,500	135,000	202,500	
土下	94	47,000	94,000	141,000	個人封筒
米里	80	40,000	80,000	120,000	
北条島	74	37,000	74,000	111,000	個人封筒
北尾	60	30,000	60,000	90,000	個人封筒
弓原	95	47,500	95,000	142,500	個人封筒 各戸通知文②
弓原浜	49	24,500	49,000	73,500	個人封筒
駅前	42	21,000	42,000	63,000	
下神	120	60,000	120,000	180,000	
松神	115	57,500	115,000	172,500	各戸通知文①
曲	87	43,500	87,000	130,500	個人封筒
みどり一区	123	61,500	123,000	184,500	個人封筒 各戸通知文②
向山団地	24	12,000	24,000	36,000	
中央団地	81	40,500	81,000	121,500	
山西	12	6,000	12,000	18,000	
みどり西団地	170	85,000	170,000	255,000	個人封筒
小河原団地	25	12,500	25,000	37,500	
みどり南団地	135	67,500	135,000	202,500	個人封筒
国坂東	89	44,500	89,000	133,500	
さつきヶ丘団地	111	55,500	111,000	166,500	
みどり二区	123	61,500	123,000	184,500	
国坂中団地	46	23,000	46,000	69,000	
さくら団地	55	27,500	55,000	82,500	
合計	2,537	1,268,500	2,537,000	3,805,500	

※ 世帯数は、4月全戸配布世帯数で算定しています。

北栄分区	4,934	2,467,000	P 26	4,934,000	7,401,000	
------	-------	-----------	------	-----------	-----------	--

## (別紙) 令和6年度 日赤北栄町分区寄付、北栄町社会福祉協議会会費目標額一覧表

	世帯数	日赤寄付目標額 (1世帯500円)	社会福祉協議会会費 (1世帯1,000円)	合 計 (1世帯1,500円)	備 考
西 園	202	101,000	202,000	303,000	
東 園	100	50,000	100,000	150,000	
東園浜	58	29,000	58,000	87,000	
六 尾	110	55,000	110,000	165,000	
六尾北	30	15,000	30,000	45,000	
瀬 戸	123	61,500	123,000	184,500	
原	93	46,500	93,000	139,500	
大 島	78	39,000	78,000	117,000	
西穂波	14	7,000	14,000	21,000	
穂 波	23	11,500	23,000	34,500	
亀 谷	90	45,000	90,000	135,000	
東亀谷	100	50,000	100,000	150,000	
下 種	42	21,000	42,000	63,000	
上 種	22	11,000	22,000	33,000	
茶ヤ条	14	7,000	14,000	21,000	
西高尾	31	15,500	31,000	46,500	
東高尾	27	13,500	27,000	40,500	
岩 坪	17	8,500	17,000	25,500	
高千穂	18	9,000	18,000	27,000	
由良宿1区	210	105,000	210,000	315,000	
由良宿2区	133	66,500	133,000	199,500	
由良宿3区	110	55,000	110,000	165,000	
由良宿4区	59	29,500	59,000	88,500	
由良宿5区	57	28,500	57,000	85,500	
由良宿6区	58	29,000	58,000	87,000	
由良宿7区	45	22,500	45,000	67,500	
緑ヶ丘団地	64	32,000	64,000	96,000	
妻 波	160	80,000	160,000	240,000	
大 谷	235	117,500	235,000	352,500	
別 所	24	12,000	24,000	36,000	
比 山	21	10,500	21,000	31,500	
青 木	14	7,000	14,000	21,000	
二子塚団地	15	7,500	15,000	22,500	
合 計	2,397	1,198,500	2,397,000	3,595,500	

※ 世帯数は、4月全戸配布世帯数で算定しています。

暮らしの中の困りごと、お気軽にご相談ください。

# ふくしと健康の相談窓口

## 高齢・介護

高齢者の生活や介護、介護予防に関すること  
介護サービスや生活支援サービスなどの相談に  
応じています。また介護予防や認知症に関する  
ことについてもご相談ください。



北栄町地域包括支援センター  
☎37-5850 (福祉課内)

## 障がい

障がいのある方の生活に関すること  
障がい福祉サービスの紹介、就学・就労・  
生活上の悩み相談など障がい福祉全般につ  
いてご相談ください。



北栄町障がい者地域生活支援センター  
☎37-5851 (福祉課内)

## 子ども

妊娠・出産・子育てに関すること  
安心して子どもを産み、子育てできるよう、  
様々な相談に応じています。お子さんや保  
護者の方の健康、子育ての悩み、育児や生  
活のサポートなど、ご相談ください。



北栄町子育て世代包括支援センター(ネウボラ)  
☎37-3224 (教育総務課内)

## 生活困窮

就労・経済的困窮に関すること  
働きたくても働けない、住むところがない、  
失業や負債等により経済的に困っているな  
ど、生活の安定や就労促進などの相談に応  
じています。



北栄町福祉課(自立相談支援機関)  
☎37-5852 (福祉課内)

## 健康

こころとからだの健康・栄養に関すること  
健診結果の見方、運動・食事などの生活習慣、  
気分の落ち込みや不眠など健康に関するこ  
とは保健師・管理栄養士にご相談ください。



北栄町健康推進課(健康づくり推進室)  
☎37-5867

## 相談先がわからないときはこちら

様々な問題が絡み合っている場合や、ど  
こに相談してよいか分からない場合にも、お  
気軽にご相談ください。



北栄町福祉課(生活支援室)  
北栄町由良宿423-1大栄庁舎内  
☎37-5852

E-mail: fukushisoudan@e-hokuei.net



自治会での災害時に向けた取組みを応援します！

# 防災福祉マップ（支え愛マップ） の作成を補助します

## ① 災害時要支援者対策 促進事業

～初めてマップづくりを行う自治会向け～

防災福祉マップを作成し、ひとり暮らし高齢者、要介護者、障がい者などの支援の必要な方に対する避難支援の仕組みづくりを行う取組みに対して補助します。

- 防災福祉マップ（支え愛マップ）づくり
- 個別避難訓練の実施
- 平常時における見守り体制の構築
- 研修会・講演会の開催 など

- ・マップ作成時の消耗品
- ・避難支援のためのリヤカー、担架
- ・避難支援の研修会の経費 など

※支え愛マップは原則、新たに作成するものに限ります。

補助限度額：**5万円**

## ② 災害時要支援者対策 ステップアップ事業

～マップの見直しや更なる取組を行う自治会向け～

前年度までに①の補助を受けた自治会で更なる取組を行う場合に補助します。

- 支え愛連絡会（地域の福祉課題の話し合い）の立ち上げ・運営
- 避難支援の課題解決のための取組み
  - ・災害時の障がい者等の個別避難支援
  - ・認知症徘徊模擬訓練 など

※支え愛連絡会の取組みは必ず行うことが必要です。

補助限度額：**10万円**

※補助金の活用を検討される場合は、県への締切りの都合上、12月末までにご相談ください。

### 防災福祉マップ（支え愛マップ）とは？

災害時に誰かの手助け・声かけを必要とする人、声かけができる人、避難場所などの情報を盛り込んだ地図のことです。皆で避難の仕方などを具体的に考えながら作成します。



### 「支え愛連絡会」で共有しよう！

- 災害時に支援の必要な人、気になる人について自治会内で情報を共有しましょう。
- 日頃からの見守りやいざという時の連絡方法、避難支援の方法などについて具体的に話し合っておくことは、安全・安心につながります。
- 開催を検討したい自治会がありましたら、ぜひご連絡ください。

【お問い合わせ先】

北栄町福祉課  
北栄町社会福祉協議会

電話 37-5850  
電話 37-4522

# 北栄町タクシー利用料助成制度が変わります！

令和5年12月にタクシー利用料の料金改定が行われたことに伴い、  
タクシー利用料助成制度を以下のとおり見直します。



## 1 北栄町タクシー利用料助成券

\* (9/30まで)片道800円まで→(10/1から)片道1,000円まで助成するチケットです。

### 利用できる区間

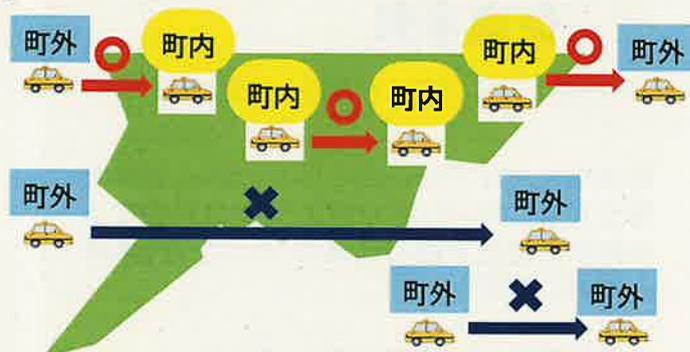
乗降場所のいずれかが北栄町内である場合、利用券を利用できます。(寄り道も可能です)

#### ○利用券が使える場合

・町内→町内 ・町内→町外 ・町外→町内

#### ×利用券が使えない場合

・町内を通過するだけ ・町外→町外



### 利用券(チケット)について

#### ●交付枚数(上限)

令和6年4月1日～9月30日利用分35枚、10月1日～令和7年3月31日利用分35枚

#### ●助成額及び自己負担額

令和6年4月1日～9月30日利用分:1枚につき最高800円まで助成、利用者自己負担額最低300円

10月1日～令和7年3月31日利用分:1枚につき最高1,000円まで助成、利用者自己負担額最低500円

## 2 町内限定 定額チケット

\* 町内利用に限り、片道一律(9/30まで)300円→(10/1から)500円で利用できるチケットです。

### 利用できる区間



待ち・寄り道・往復はできません



乗降場所いずれも北栄町内である場合、利用券を利用できます。

※1度の降車で運賃等を精算することとし、再乗車以降の運賃等を同一の精算としないこと、かつ、乗車地点と降車地点が同一でないことの両条件を満たす利用形態とする。

#### ○利用券が使える場合

・町内→町内

#### ×利用券が使えない場合

・町内を通過するだけ

・町外→町外 ・町内→町外 ・町外→町内

・例1:「自宅⇒役場⇒スーパー」と乗り継いだ場合

・例2:再乗車するためにタクシーを待機させ、待ち料金が発生した場合



### 利用券(チケット)について

#### ●交付枚数(上限)

令和6年4月1日～9月30日利用分15枚、10月1日～令和7年3月31日利用分15枚

※下北条地区の対象者に限り、上期・下期15枚ずつ追加で交付することができます。

## 利用できる方

町内にお住まいで、使用できる自動車がない方、またはその他（（１）のみの場合を除く）運転できない理由がある方で、以下のいずれかに該当する方。

- (1) 満65歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- (3) 運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けている方
- (4) 道路交通法第103条第1項第1号から第2号に基づく処分を受けている方

※体調の変化等により一時的に運転ができなくなった方については、公安委員会により（４）の処分を受けた方に限り対象となります。

## 申請から利用まで

**申請場所** 北栄町役場 福祉課（大栄庁舎1階）または、北条支所

### 申請に必要なもの

- ・来庁者の本人確認書類
- ・申請理由を証明するもの（年齢確認書類・身障手帳・運転経歴証明書等）
- ・チケット利用者本人と同一世帯員でない方が来庁される場合は、委任状または代理権確認書類（チケット利用者本人の保険証等）

### ご利用方法

- ・料金をお支払いの時に利用券を運転手に渡し、助成分を差し引いた額をお支払いください。※チケットの切り取りは運転手が行います。

### チケットの取り扱いについて

- ・1回の乗車につき1枚利用できます。
- ・利用券は本人のみ利用できます。  
（家族や他人へ譲渡できませんが、チケット利用者との同乗は可能です）
- ・汚損・紛失等された場合は再交付できません。
- ・運転経歴証明書、各種障害者手帳のタクシー運賃割引と併用可能です。
- ・チケットを追加する際は、必ず表紙をご持参ください。
- ・残ったチケットは、次年度の申請時、または不要になった時点でご返却ください。



### 注意事項

間違った利用（利用期限切れのチケットの利用や乗降場所の間違い等）が発覚した場合、町負担分を返金していただきますのでご了承ください。

### 【利用できるタクシー会社】

- |         |         |           |         |       |         |
|---------|---------|-----------|---------|-------|---------|
| ●日本交通㈱  | 22-7111 | ●日ノ丸ハイヤー㈱ | 22-3155 | ●倉吉交通 | 22-1511 |
| ●由良タクシー | 37-2110 | ●ことうら交通   | 27-1636 |       |         |

【お問い合わせ】北栄町役場福祉課（大栄庁舎1階） TEL:37-5875（直通） FAX:37-5339

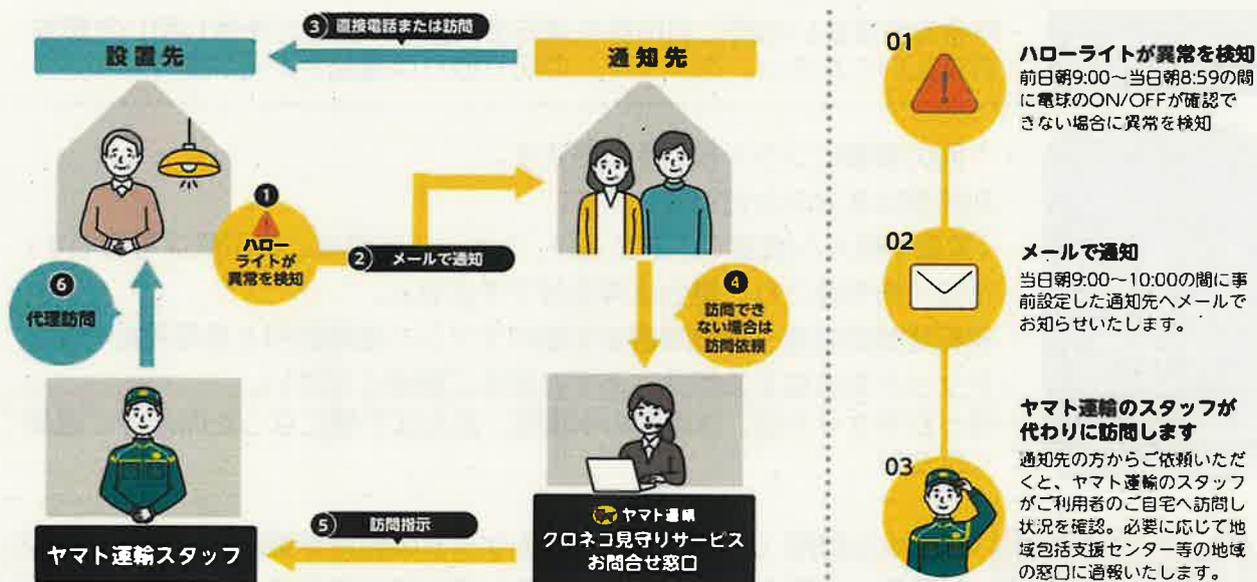
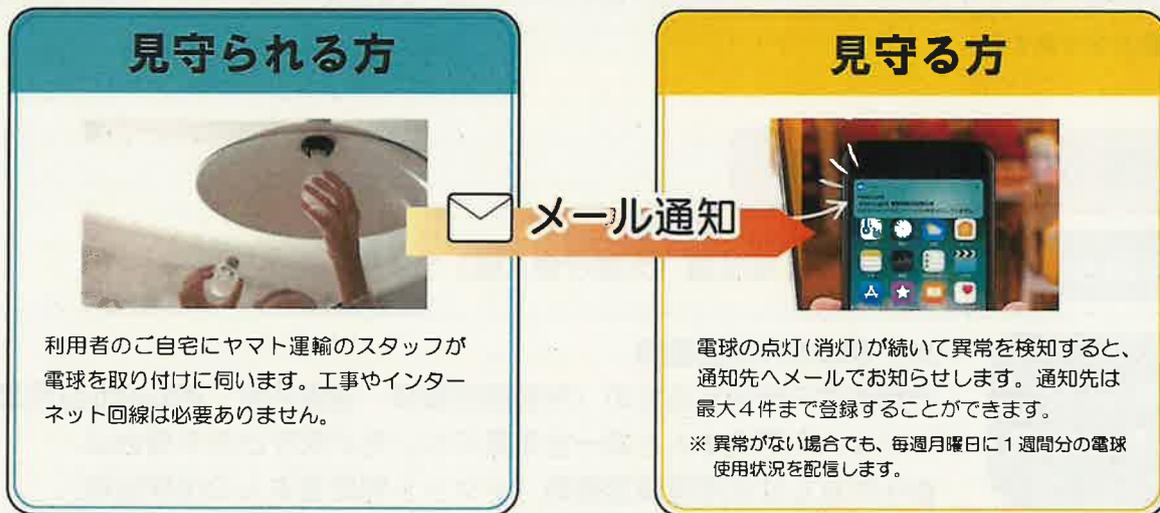
# 北栄町高齢者見守り体制促進事業

のご案内

ひとり暮らしの高齢者などの不安を軽減し、離れて暮らす方の見守りの負担を軽減します。

- ・ご家庭に「通信機能付きのLED電球」を設置して、24時間点灯や消灯の動きが無い場合に、登録した通知先(親族などのメールアドレス)へお知らせします。
- ・異常時には、通知先からの依頼に応じて代理訪問し、外部からの状況確認を行います。

※ヤマト運輸㈱の「クロネコ見守りサービス ハローライト訪問プラン」により実施します。



**支援内容** 新規利用開始から6か月分の利用料を支援します

- ・ 1か月の利用料 1,078円(税込) × 6か月分の利用料を支援します
  - ・ 支援開始から7か月目以降の利用料は利用者負担となります(契約は自動更新されます)
- ※支援期間に係わらず電気代や電球設置に変換器具が必要な場合の費用は利用者負担です  
E26⇒E17 口金変換アダプタについては提供可能な場合があります。STEP1申込時にその旨ご依頼ください。

**支援対象** 町内にお住まいの **70歳以上のひとり暮らし高齢者**の見守りを行いたいご親族等

STEP1: クロネコ見守りサービス ハローライト訪問プランへ申し込み

STEP2: 電球設置完了後、町へ利用申請



◀STEP1はこちら



◀STEP2はこちら

## 【サービス提供】

ヤマト運輸 クロネコ見守りサービス お問い合わせ窓口

**0120-86-2220** (受付時間 午前9時～午後6時 年中無休)

### 一時停止手続きについて

入院や旅行などで自宅を離れる際にご利用を一時停止される場合はお問い合わせ窓口へご連絡ください。ご依頼の期間中、異常検知のメール配信を一時停止いたします。  
なお、異常検知メール停止中もご契約は継続扱いとなります。

### 代理訪問について

代理訪問の依頼はお問い合わせ窓口へご連絡ください。  
異常を検知し、通知先から依頼を受けた場合にヤマト運輸スタッフが訪問いたしますが、天候状況等の事由により対応が遅れる場合、もしくは、当日中の対応が出来ない場合があります。

※本事業は、設置先（見守り対象者）の身体・生命の安全を保証するものではありません。  
また、ヤマト運輸スタッフは、警備業法に規定されている警備業務を行うことができません。

### 見守る方(通知先)のメール設定について

下記のドメインのメールを受信できるよう、迷惑メールから解除もしくは受信設定してください。

- ・@kuronekoyamato.co.jp
- ・@nekosapo.kuronekoyamato.co.jp
- ・@hellolight.kuronekoyamato.co.jp

通知先の方には、電球設置時にテストメールが配信されます。

また、毎週月曜日に、@hellolight.kuronekoyamato.co.jp のドメインより「ウィークリーレポート」が配信されます。

テストメールやレポートが届かない場合は、端末の迷惑メール設定、メールの受信サイズ制限、メールボックスの容量不足、特定のキャリア・プロバイダによるメールブロック等が原因の可能性があります。

### LED電球(ハローライト)の仕様

- ・口 金：E26 ※設置先の口金が適合するかあらかじめご確認ください。
- ・サイズ：全長 115mm、外径 60mm
- ・明るさ：40W 相当

前日朝 9:00～当日朝 8:59 の中で点灯（消灯）が続いた場合に、当日朝 9:00～朝 10:00 の間にメールでお知らせします。

※点灯時間が短い場合には、点灯を検知できない場合があります。

△誤って破損させてしまった場合の弁償はサービス利用者の負担となります△



### 通知先となる親族がいない場合

知人・友人等の協力者でも、その方の同意があればご登録可能です。  
通知先がない場合はご利用いただけません。

北栄町食生活改善推進員養成の取り組みについて（お願い）

1. 食生活改善推進員とは

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、住民の健康づくりを食の分野を中心に推進する全国的なボランティア組織です。

市町村の行う所定の講座を受講して、そこで学んだことをまずは自分や家族のために実践し、地域の住民へと広げることにより、町と連携しながら積極的な健康づくりに取り組んでいます。

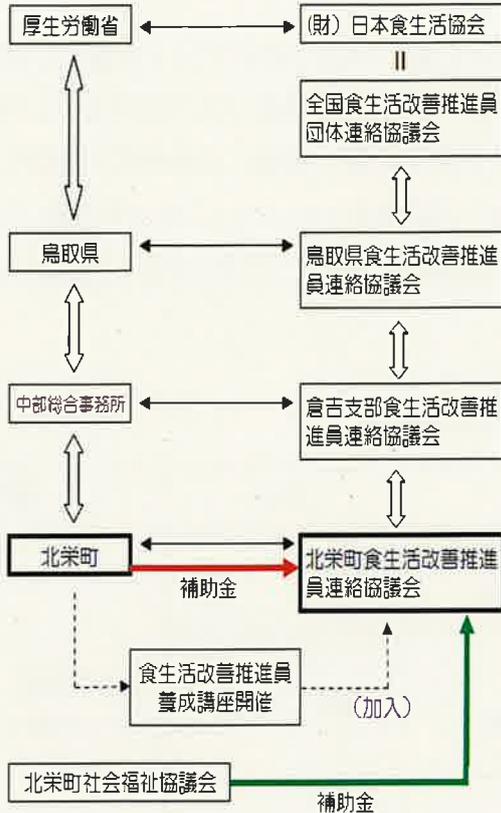
2. 会員数

全国	103,477人(R4年度)	倉吉支部	531人(R4年度)
鳥取県	1,882人(R4年度)	北栄町	104人・33自治会(R6年度)

自治会名	会員数	自治会名	会員数	自治会名	会員数	自治会名	会員数
江北	5	下神	6	西園	2	岩坪	—
江北浜	—	松神	2	東園	2	高千穂	2
東新田場	4	曲	7	東園浜	1	由良宿1区	—
西新田場	—	みどり一区	1	六尾	8	由良宿2区	3
国坂	2	向山	—	六尾北	—	由良宿3区	3
国坂浜	3	中央	—	瀬戸	3	由良宿4区	1
大野	—	山西	—	原	5	由良宿5区	—
田井	3	みどり西	3	大島	8	由良宿6区	1
土下	4	小河原	—	西穂波	—	由良宿7区	—
米里	—	みどり南	1	穂波	—	緑ヶ丘	1
北条島	—	国坂東	6	亀谷	1	妻波	3
北尾	—	さつきヶ丘	—	東亀谷	—	大谷	1
弓原	—	みどり二区	5	下種	—	別所	—
弓原浜	—	国坂中	—	上種	—	比山	1
駅前	3	さくら	—	茶ヤ条	3	青木	—
				西高尾	—	二子塚	—
				東高尾	—		
【北条地区】55人、15自治会				【大栄地区】49人、18自治会			

### 3. 主な活動

- ・各自治会における伝達講習会
- ・食育事業（乳幼児親子、小学生、中学生、高校生を対象とした料理教室）
- ・子どもの料理教室（小学生を対象に中央公民館にて継続した料理教室の開催）
- ・地産地消普及活動
- ・町、社協の健康づくりイベントに協力
- ・町主催の学習会に参加



#### 【R5 主な活動実績】

##### 日本食生活協会の補助金事業

- ① 若者世代【中央高等学園専修学校】
- ② シニアカフェ【大島】
- ③ 生涯骨太クッキング【六尾】
- ④ 家庭訪問による減塩普及活動【全会員】
- ⑤ 食生活改善推進員地区組織活動実績集計【全会員】

##### 鳥取県の補助金事業

- ① 食習慣改善講習会事業（減塩・野菜摂取）  
【六尾、原、由良宿3区、茶ヤ条、江北、東新田場、曲、みどり西】
- ② 教育研修事業【全会員】

##### 町・町食推の補助金事業

- ① 子ども料理【六尾、茶ヤ条、土下、下神、曲】
- ② 男性料理【瀬戸、大島、高千穂】
- ③ 伝達講習会【各自治会】

#### 4. 食生活改善推進員会費 年間 800 円／人

#### 5. 北栄町養成講座

【目的】健康づくりに関する知識や技術を学ぶことを目的とした講座で、食の大切さや望ましい食習慣等を広める活動を行う地域の実践者を養成します。

【講座】開講日 5 日間（講話・調理実習）。1 回 4 時間、8 月～12 月の月 1 回ペースで開催。

修了に必要な時間数：20 時間

※欠席され時間数が不足する場合でも、修了に向け支援します。

【費用】無料

近年の修了者数  
H30・・・20 人  
R2・・・6 人  
R4・・・7 人

#### 6. 養成講座開催のスケジュール

- R6.4 月 自治会長会でのお願い  
 〃 組織のない自治会の自治会長さんに個別にお願い  
 〃 現会員からの声かけ
- R6.7 月 町報、TCC 文字放送、HP を利用した広報
- R6.8～12 月 養成講座（全 5 回）
- R7.4 月 修了証授与

#### 【問い合わせ先】

健康推進課 健康づくり推進室  
 電話：37-5867（課直通）  
 E-mail：kenkou@e-hokuei.net

## 令和6年度 健康づくり事業について

## 1 いきいき健康講座について

「いきいき健康講座」とは、町民がいきいきと笑顔あふれる日々を送るために、健康づくりを支援する学習会です。各自治会で健康について考える機会として、働き盛り世代を中心にこの講座を開催していただきますようお願いいたします。なお、5月23日に開催する健康推進員会(合同研修会)で健康推進員へ依頼し、自治会長と協議の上、健康推進課に申込していただくようにしていますので、健康推進員から協議等ありましたら、ご協力をお願いします。特に過去2～3年健康講座を開催しておられない自治会は、ぜひ今年度は計画していただきますようお願いいたします。

◆期 間：令和6年6月～12月

◆内 容 等：下記一覧のとおり

◆申込〆切：令和6年6月7日(金) その後も随時申し込み可能

	テーマ	講師	内容	備考
1	動脈硬化を予防して 健康寿命をのばそう(仮)	医師 河本医院 河本知秀 氏	・講演	
2	お口の健康なくして 全身の健康はありえない ～お口は予防の最前線～	歯科医師 仲歯科医院 仲秀典 氏	・講演	・1時間程度 ・平日午後7時30分～
3	関節痛予防について	理学療法士 三朝温泉病院 山根隆治 氏	・講演 ・実技(簡単な体操)	
4	骨粗しょう症を知って 骨折予防	健康推進課 保健師 または 三朝温泉病院リエゾンチーム (医師、保健師、理学療法士の いずれか)	・講演	・1時間程度 ・平日午後7時30分～ ・土日祝も可
5	まちの保健室	鳥取看護大学教員、学生	・各種測定 身体測定・骨密度 肌年齢等 ・ミニ講話	・2時間程度 ・土日祝日に限る ・10月以降の開催
6	眠れてますか? ～十分な睡眠は心と体の栄養です～	健康推進課 保健師	・講演	・1時間程度 (希望により調整可) ・できるだけ平日
7	ヒートショックから身を守る			
8	糖尿病予防と生活習慣			
9	上手に食べるコツ			

## 2 健診受診の呼びかけについて

今年度から、3月に行っていた健診意向調査は中止し、受ける事のできる健診の受診券を、5月中旬に対象者全員に発送予定です。

受診券に同封する『健診の手引き』をよくご覧になり受診していただくようお願いします。

健診受診の呼びかけについては健康推進員へもお願いをしますが、自治会内で、『みんなで受ける健診』として声かけをお願いします。

例えば、

- ・各会議、会合で声かけ
- ・夏祭りや盆祭り、運動会など各種行事で声かけ
- ・自治会だよりや行事の案内チラシに記載                      など

今年度のセット健診について（変更点についてお知らせします）

### 1) 予約について

スムーズに健診を受診していただくため、1回あたりの受診人数の制限は継続して行います。そのため、集団健診は完全予約制とします。

また、健診の詳細については、受診券に同封いたします『健診の手引き』に記載しておりますので、ご確認ください。

【予約開始日】 6月4日(火)から

【予約方法】 ①電話での予約

受付時間：平日8時30分～17時15分

予約先：健康推進課 37-5867

②WEBでの予約

受付時間：24時間

予約先：<https://go.mrso.jp/313726/> QRコード



【日程】 健診の手引き P6～7 をご覧ください。

※定員になり次第、申込を締め切りますので、ご了承ください。

※予約をされていない方は、当日受診できない場合もありますのでご注意ください。

### 2) 大腸がん検診について

これまで自治会ごとに行っていた説明会、検体容器の配布及び回収は行いません。令和6年度からは、集団健診または医療機関で受診してください。

【集団健診の場合】健診会場で検体の配布、問診、回収に関する説明を行います。

配布時は問診が必要ですので、ご本人の受診が必要です。

回収日に、役場(大栄庁舎・北条支所)または健診会場に提出してください。

ご家族による提出も可能です。

【医療機関の場合】医療機関に直接予約をしてください。

検体容器の配布及び回収は医療機関で行います。

自治会等が実施する除草作業等に対する費用助成

令和6年4月24日  
地域整備課地域整備室

自治会などが除草作業を実施する場合において、作業に必要な燃料や機械のリース代を予算の範囲内で助成します。

(1) 実施対象範囲

町道又は認定外道路を対象とする。

※農道や田畑など特定個人の私益に資する作業や、他の補助金との重複は助成の対象外。

(2) 助成対象

刈払機・噴霧器などの機械のリース代、燃料費、除草剤

※刈払機のチップソーの購入は対象外。

(3) 申請書類及び手続

以下の流れにより手続きを処理します。

① 作業実施前の5日前までに「実施申請書」を提出してください。

位置図（住宅地図などに実施箇所や範囲が確認できるように着色したもの）、現況写真を添付して提出

② 実施承認通知書を通知します。

※作業着手（燃料及び除草剤などの購入）は、実施承認通知日以降としてください。

③ 作業実施後、5日以内に「完了報告書」を提出してください。

提出書類（写真：着手前・完了後・実施状況・購入材料の状況、リース代・燃料費の請求書の写し等）を添付して提出

④ 請求書

助成金額の確定後、請求書を提出してください。

※請求日は、記入しないでください。

振込先は、自治会登録口座とします。

※様式は別紙のとおり

# 実 施 申 請 書

北栄町長 手嶋 俊樹 様

次のとおり実施したいので、申請します。

年 月 日

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者  
住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(押印省略可)

事 業 名	
事 業 場 所	北栄町
実 施 予 定 年 月 日	年 月 日

○添付書類

- ・位置（箇所）図
- ・現況写真

※申請は、作業実施前の5日前に提出してください。

# 完了報告書

北栄町長 手嶋 俊樹 様

次のとおり完了しましたので、報告します。

年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

代表者  
住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(押印省略可)

事業名	
事業場所	北栄町
実施年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

## ○添付書類

- ・位置（箇所）図・・・申請内容に変更ない場合は省略可能とする。
- ・写真（着手前、完了後、作業状況等）

※報告は、作業実施後、5日以内に提出してください。

# 請 求 書

金 \_\_\_\_\_ 円

次のとおり、除草作業に係る燃料費等を請求します。

年 月 日

北栄町長 手嶋 俊樹 様

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者  
住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

事 業 名	
事 業 場 所	北栄町
完了年月日	年 月 日

※申請が自治会の場合は、自治会登録口座に振り込みますので、下記への記入は不要です

自治会以外の場合に記入してください。

振込先 金融機関名 \_\_\_\_\_

口座（種別） \_\_\_\_\_ 番号 \_\_\_\_\_

名義人 \_\_\_\_\_

請求金額は、上記「振込先」にお願いします。

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ P 41

# 地域計画<sup>※</sup>って何？



※地域農業経営基盤強化促進計画



「地域計画」って何？

農業の未来を守るために、地域の人で話し合っ  
て作る、10年後の地域の**農業の将来設計図**  
です。これまで、人・農地プランを作って  
きましたが、今後は地域計画を作ります。



具体的にはどうするの？

この先、地域の農地を**誰が何のために**  
使うのか、使わない農地をこれからどう  
していくのかなどを、**地域で話し合っ**  
て地図や計画書に書き込みます。



どうして作るの？

地域の**農業や暮らし**のこれからを**守る**  
ためです。計画が作成された地域では、  
農村振興のための支援を優先的に受ける  
ことができるなど、様々な**メリッ**  
**ト**があります。



誰がつくるの？

**地域の方や農業者のみなさん**で話し  
合いを進めてください。**話し合いの結果**  
を基に、**市町**が地域計画を作  
ります。



# あなたの地域は？



農家、農家の家族、農地の所有者など、それぞれの立場で考えてみましょう！

## 〈いま〉

となりの田んぼの  
耕作者は誰？

-----  
-----  
-----

畔の草刈、水路の管理を  
しているのは誰？

-----  
-----  
-----

地域の農地を集積する  
担い手は誰？

-----  
-----  
-----

## 〈これから〉

耕作中または所有する農地  
の次の受け手は誰？

-----  
-----  
-----

農業を引き継ぐ予定は？

-----  
-----  
-----

耕作規模を拡大する  
予定は？

-----  
-----  
-----

地域や農業のことを  
相談できる人は？

-----  
-----  
-----

畦や水路の管理など  
地域に必要な役割は？

-----  
-----  
-----

地域内の役割分担は？  
自身の担当は？

-----  
-----  
-----

**あなたの考えは家族や地域の皆さんと共有できていますか？**



地域の「いま」と「これから」について、  
地域の皆さんで話し合いませんか？



話し合いを基に、

**「地域農業の将来の在り方」と**

**「目標地図」**について考え、

**「地域計画」**を作しましょう。

### 地域計画



ご相談は産業振興課農林振興室へ (TEL 0858-37-3152) まで

## オオキンケイギクの駆除について



**この植物を植えたり、  
拡げたりすることは、  
禁止されています。**



### オオキンケイギクとは

オオキンケイギクはキク科の植物で、原産地が北アメリカです。

非常に強健な性質であることや、5月から7月にかけて黄色く鮮やかな花をつけることから、かつては道路の法面などに植栽されていました。

しかし、あまりにも繁殖力が強く、一度定着すると在来の野草を駆逐し、周りの景観を一変させてしまうため、平成18年2月に外来生物法による『特定外来生物』に指定され、栽培、運搬、販売、野外に放つなどの行為が禁止されています。

### オオキンケイギクの駆除の仕方

オオキンケイギクを見つけた場合、生えている土地の所有者・管理者に駆除してもらおうようお願いしてください。

オオキンケイギクは、生きたまま移動させたり、保管したりすることが外来生物法で禁じられていますので、根から引き抜き、あるいは草刈機などで刈り取り、ごみ袋に入れて、完全に枯れたのを確認してから可燃ゴミの日に出してください。ただし、結実後の駆除は種子を拡散させるおそれがあるので、なるべく結実前に駆除してください。

人体に悪影響を与えるような毒性はありませんが、駆除する際には手袋を装着するなどしてケガをしないようご注意ください。

## 再生資源回収報奨金の活用について（お願い）

～主体的な取組で循環型社会の実現と活動の充実を～

北栄町では資源の再利用を推進し、ごみの減量化を図るために、再生資源回収に協力する団体に対し報奨金を交付しています。

対象は自治会、子ども会など町内にある営利を目的としない団体です。活動資金の確保、身近な環境教育の啓発・推進などにご活用ください。

### ★再生資源回収報奨金を活用するメリット

○活動団体の資金になる（2ヶ所から入金があります）

・町から報奨金

- |                |           |    |
|----------------|-----------|----|
| (1) 古紙類        | 1キログラムにつき | 3円 |
| (2) 金属類（アルミ缶等） | 1キログラムにつき | 5円 |
| (3) 瓶類         | 1本につき     | 5円 |

・回収業者から買取金

○ごみ減量化への貢献

・収集量（令和4年度実績）

町全体（ごみ収集所、リサイクルステーション、再生資源団体回収）

①古紙類 348ト ②金属類 43ト ③瓶類 76ト

・再生資源団体回収のみ

①古紙類 159ト ②金属類 24ト ③瓶類 1ト

※活動団体の収集がごみ減量化、リサイクル率の向上に大きく貢献している。

○身近な環境教育の啓発・推進

・地域ぐるみで、子どもから大人までみんなのできる活動が環境を守る

・ごみにせず、リサイクルすることは地球温暖化防止対策につながる

・4Rの推進を地域・家庭に広げる

Refuse（リフューズ）＝断る…ノーレジ袋、使い捨て製品（割り箸など）

Reuse（リユース）＝使い続ける…詰替え容器の活用、古着、中古品の活用など

Reduce（リデュース）＝減らす…簡易包装にする、必要な分だけ買う、水切り

Recycle（リサイクル）＝再利用する…再生資源として出す、再生品を買う

★環境教育出前講座を活用しよう！

奨励金、出前講座の申し込みは、以下の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

【お問い合わせ先】

環境エネルギー課 生活環境室 電話 37-3116

FAX 37-5339

令和6年度 地域で子どもを育てる体験活動支援事業について（ご案内）

本年度も自治会等地域で子どもを育てる体験活動支援事業を実施します。

補助を希望する団体は下記をご確認のうえ、申請してください。

詳細について、北栄町ホームページにも掲載していますのでご覧ください。

（北栄町ホームページ➡）



【事業概要】 長期休業中に自治会等が行う3日以上の各種体験活動に要する経費を補助

【補助経費】 下記の経費の10分の10以内、合計 上限4万円

費目	補助対象額	上限額
指導者謝礼（1回あたり1,800円/人）	実費	合計 4万円
消耗品費（各種教材費等）、使用料・賃借料（入場料等）、旅費（鉄道費・ガソリン代）、印刷製本費（チラシ代等）	実費	

【支給要件】

1	事業主体	自治会、自治会PTA(こども会・生徒会)、地域の有志・団体※個人での申請は不可
2	参加者	地域の小学生、中学生（原則5人以上ですが、自治体の実状によります。）
3	体験活動の内容	①自然体験事業（キャンプ、自然観察等）④交流事業（高齢者交流、国際交流） ②生活体験事業（料理教室、宿泊体験等）⑤学習事業（長期休業中の自学支援等） ③伝統文化継承事業（しめ縄作り等）⑥教育委員会が認める有益な体験活動

<過去の活動内容の一例>

学校の宿題



ホットケーキ作り



灯ろう作り



【申請・問合せ先】※活動内容が補助対象となるか不明な場合は、事前にご相談ください。

北栄町教育委員会事務局 教育総務課 学校教育室 ☎0858-37-5870

## 子どもたちの登下校の安全を守るため、ご登録をお願いします

通学路の安全確保については毎年度点検や整備を進めているところですが、年数のかかる整備も多く、地域が一体となって子どもたちを見守っていくことが重要です。個人で自治会単位で、皆様のご登録をお願いします。

### ① 通学路見守りボランティア

地域の方々に児童・生徒の通学時の安全に協力いただくしくみです。登録いただきますと、見守り用ビブスを交付します。以下のような見守り活動の際に、ご活用ください。



- ウォーキングをしながら、通学路をパトロールする
- 子どもの通学時間にあわせて、ゴミ出しをしたり、玄関先に出て見守る
- 学校の周辺や通学路コースを見回りながら、買い物に行く など

### ② かけこみ110番の車・自転車

民家のない通学路や、一人区間となる児童生徒の通学の安全にご協力いただきます。買い物などお出かけ時や自転車で散歩している時にパトロールいただくと効果があります。また、頻繁に行くと、犯罪の抑止効果も兼ねます。登録いただきますと、「パトロール」ステッカーを交付します。自動車の車体や自転車のカゴに貼り付けてください。



### ③ かけこみ110番のお店・お家

児童生徒が、いざというとき「かけ込む場所」として、登録しておくものです。登録いただきますと、「子どもかけこみ110番のお店・お家」ステッカーを交付します。玄関など、通学路から見えやすい場所に貼り付けてください

▼ステッカー

- 不審者に遭遇したとき
- 事故や急病者に遭遇し、救急車をお願いするとき
- 体調が悪くなり、トイレの支援などお願いするとき など



#### 【申込方法】

- ①～③とも「登録票」に必要な事項をご記入の上、下記提出先へ提出ください。  
「登録票」は北栄町ホームページ又は提出先窓口にあります。

#### 【提出先】

- ・北栄町役場大栄庁舎 教育総務課、北条支所 総合窓口
- ・登録の学校（北条小学校 大栄小学校 北条中学校 大栄中学校）



(北栄町ホームページ)

#### 【問い合わせ先】

北栄町教育委員会事務局 教育総務課 学校教育室 ☎0858-37-5870

【教育総務課】資料No. 22

参加者募集中



日時

令和6年7月16日(火)14:00~15:30

場所

北条中学校 30会場

## 第4回 ほらびび大トーク大会開催!!

北条中の全校生徒196人と北条小6年生78人、そして、北条町内に住む(働く)大人の方々60名以上、総勢およそ340人で、11人程度のグループを30グループつくり、トークを行います。児童・生徒が、異年齢の方々との交流を通して、多様な価値観と出会い、自分の意見を伝えることにより、他者への尊重を学ぶと共に、自己有用感を育てることを目的としています。どうかご協力よろしくお願いします。



昨年度の第3回トーク大会の様子です。昨年、働く意義、勉強する意味、他人との付き合い方など、各テーマで意見を出していました。



参加申込 QR コード

お問い合わせ・参加申し込み先

北条中学校(大トーク大会担当) 眞山,塚根,中尾  
 TEL 0858-36-4800 (受付時間 9:00~16:45)  
 FAX 0858-36-4995  
 E-mail hojo-j@mailk.torikyo.ed.jp

※何かご質問がありましたら、上記にお問い合わせください。

**申込×切 令和6年6月12日(水)**

〜<キリトリセン>〜

### 大トーク大会参加申込書

- こちらの表をFAXまたはメールしてください。上のQRコードからも申込できます。
- 記入いただいた個人情報は本大会以外には使用しません。

名前	年齢	任意	職業 (勤め先)	任意
住所			連絡先 (電話番号)	

## 大トーク大会の目的

児童・生徒が自分の率直な意見を伝えあいます。その中で、他学年の児童・生徒との交流、そして地域の方々との交流から、多様な価値観と出会うことで、他者への尊重を学ぶと共に、児童生徒が自信をつけたり、自身の価値観の幅を広げたりすることを期待しています。

## 大トーク大会のタイムスケジュール

1	14:00～14:05	開会あいさつ	生徒司会者
2	14:05～14:20	アイスブレイク	グループを和ませるために、生徒が考えています。
3	14:20～15:20 (15分×4問)	第1問～第4問	4つのテーマで意見を出し合い、話し合いをして、グループ内の他グループに紹介したいグッドアンサーを選びます。
4	15:20～15:25	閉会あいさつ	生徒司会者
5	15:25～15:30	アンケート記入 解散	

## 大トーク大会でのお願い

### 1 生徒のどのような意見でも、大きな心で受け止めていただきたい。

児童・生徒達から、様々な意見や感想が出てきます。なかには、皆さまのご意見と異なる意見も出てくることと思います。どんな意見も大きな心で受けて止めていただき、その生徒に質問をしたりして、詳しく話を聞いてもらいたいと思います。自分の意見を伝えることは自信につながります。

### 2 児童・生徒達に皆さまのリアルな思いを伝えていただきたい。

皆様の人生経験から得た考え・思いを、児童・生徒たちに伝えてもらいたいと思います。具体的な皆さまの仕事のことや、人生のエピソードなどを語ってもらえると、生徒たちの価値観を揺さぶることになると思います。

### 3 児童生徒たちの思いを引き出していただきたい。

なかなか自分の意見を言えない児童・生徒もいます。その児童・生徒たちに質問をしてみたり、児童・生徒の言いたいことを確認してみたりして、生徒達が自分の意見を伝えたという達成感を持たせてやってほしいと思います。

### 4 話し合いを活発にしていきたい。

話し合いが滞ることがあると思います。生徒の司会者や協力者が、円滑に話し合いを進めるように計画していますが、難しいこともあると思います。そんな時に、皆様の経験からお話をいただいたり、グループの中の児童生徒に話を振ったりして、グループ内の話し合いを活発にしていきたいと思います。

## 令和6年度 人権を学ぶ会事業 (案)

目的	人権尊重のまちづくりを推進する具体的な取り組みとして「人権を学ぶ会」を開催し、町民一人ひとりが学ぶことをきっかけとして、“個性を認め合い、互いの心に寄りそうまち”をめざす。
概要	自治会の主体的な取り組みとして、地域課題や様々な人権問題から自治会が学習テーマを決定、DVD視聴等の学習を実施し、人権問題への気づきや解決に向けた行動に結びつける。
依頼事項	①新年度事業として計画し、住民の方に周知をお願いします。 ②多くの方に参加していただけるよう、参加の呼びかけをお願いします。

## 【令和6年スケジュール案】

期日	項目	対象	説明
2月22日 (済)	地区推進員研修会	地区推進員	地区推進員の役割、人権学習の必要性等について説明
6月18日	第1回地区推進員会議	地区推進員	学習テーマ等の説明及び実施(計画作成・運営)依頼
8月19日	第2回地区推進員会議	地区推進員	日程・内容・当日役割の確認、住民周知・参加呼びかけのお願い
9月 ～ 11月	人権を学ぶ会の開催	自治会住民	DVD視聴等による学習(懇談の有無等は自治会が選択)
[その他、参加をお願いする事業]			
●分かりやすいじんけんの話(講演会)		裏面参照	
●じんけんフェスティバル2024		12月7日(土) 大栄環境改善センター	
●高齢者対象人権を学ぶ会		9月～3月(別途ご案内いたします)	

※人権教材DVDを貸し出します。会合等にあわせた学習などにご利用ください。

## [参考]

- ・昨年度は、52自治会で開催、818名の参加(令和4年度比227名の増)
- ・今年度の町推奨DVDは「性的マイノリティの人権」をテーマとし、性の多様性を認め、誰もが自分らしく生きていけるためには、お互いの人権を尊重することが大切であることを学びます。(北栄町人権教育推進協力員会議で選定)

SDGs 番号

<p><b>【第1回 職場における人権】</b>                      ●講師：鳥取県中小企業労働相談所みなくる 相談員 <sup>すずき なおこ</sup>鈴木 直子さん                      【日時】5月17日（金）19：00～20：30 【場所】ほくほくプラザ</p>	<p>(8)(10)(17)</p>
<p><b>【第2回 インターネットにおける人権】</b>                      ●講師：鳥取県警察本部 サイバー犯罪対策課                      【日時】6月21日（金）19：00～20：30 【場所】ほくほくプラザ</p>	<p>(4)(10)(16)</p>
<p><b>【第3回 同和問題(部落差別) トーク&amp;コンサート】</b>                      ●講師：応援歌特化型シンガーソングライター <sup>ゆうと</sup>遊人さん                      【日時】7月28日（日）13：30～15：00 【場所】大栄農村環境改善センター</p>	<p>(10)(11)(16)</p>
<p><b>【第4回 性的マイノリティの人権】</b>                      ●講師：ひみつきち～にじっと～ <sup>たけだ ゆうき</sup>竹田 結輝さん・<sup>ふじた せれな</sup>藤田 聖玲菜さん                      【日時】9月20日（金）14：00～15：15 【場所】北条中学校                      10月16日（水）14：00～15：15 【場所】大栄中学校</p>	<p>(4)(5)(10)</p>
<p><b>【第5回 ユニバーサルデザインの推進】</b>                      ●講師：鳥取市江山人権福祉センター 所長 <sup>いしだ しげゆき</sup>石田 重幸さん                      【日時】11月15日（金）19：00～20：30 【場所】ほくほくプラザ</p>	<p>(3)(11)(12)</p>
<p><b>【第6回 男女共同参画に関する人権】</b>                      ●講師：元はばたき人権文化センター 所長 <sup>やました ちゆき</sup>山下 千之さん                      【日時】12月13日（金）19：00～20：30 【場所】ほくほくプラザ</p>	<p>(5)(11)(17)</p>



SDGs は、「誰一人取り残さない社会」の実現に向け、17 のゴールの達成をめざしています。

# あいさつ運動推進自治会 募集中!

# 地域に広げよう

# あいさつの輪

約7割の自治会が活動中!



令和6年度 あいさつ運動強調期間(予定)  
 【第1回】令和6年 5月27日(月)～31日(金)  
 【第2回】令和6年 9月30日(月)～10月4日(金)  
 一緒に取組みましょう♪

※推進自治会には、  
 のほり旗、ベスト、タスキなど啓発グッズを進呈します。  
 「取組んでみたい!」という自治会がありましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。



すぐに取組めるよ!

家庭教育12か条  
 「朝起きたら元気にあいさつ」

## メリット

- ★お互いの顔がわかる
  - ★コミュニケーションのきっかけになる
  - ★不審者が入りにくい地域になる
  - ★子どもたちが安心して登校できる
- 地域の安心・安全につながる**

## 何をすればいいの??

特に決まりはありません  
 各自治会ができる  
 ことから取組めばOK!

例えば…

- ★登下校の子ども達の見守りやあいさつ
- ★のほり旗を掲げる
- ★放送で啓発をする



問い合わせ先 青少年育成北栄町民会議 (生涯学習課内)  
 電話：37-5871 FAX：37-3242  
 Mail：manabi@e-hokuei.net

北栄社協発第 1号  
令和6年4月24日

自治会長 様

北栄町社会福祉協議会  
会長 大西 孝弘  
(公 印 省 略)

令和6年度北栄町社会福祉協議会会費のお願いについて

本会事業の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度本会会費の協力をお願い申し上げます。大変御多忙の時期お手数ですが、次のとおり御協力いただきますようお願いいたします。

なお、御協力いただきました会費は本会が推進する北栄町地域福祉向上のために活用させていただきたく、趣旨を御理解のうえ御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 納入金額 別紙一覧表のとおり（一世帯あたり1,000円）

2. 納入時期 令和6年5月22日(水)までをお願いいたします。

3. 納入方法 次のいずれかの方法で納入をお願いいたします。

(1)口座振込の場合

- ①山陰合同銀行大栄出張所 普通預金 2024183
- ②山陰合同銀行北条出張所 普通預金 2027192
- ③鳥取中央農協大栄支所 普通預金 6029616
- ④鳥取中央農協北条支所 普通預金 0007707

社会福祉法人 北栄町社会福祉協議会  
会長 大西 孝弘

\*口座振込の場合は、確認後に領収書を送付します。

(2)現金の場合

- ①北栄町社会福祉協議会 本所（瀬戸36番地2）
- ②北栄町役場 大栄庁舎 福祉課（由良宿423番地1）
- ③北栄町役場 北条支所 総合窓口室（土下121-1）  
（北条健康福祉センター）

連絡先

北栄町社会福祉協議会  
Tel 37-4522  
担当 前田・小谷

## 「社会福祉協議会会費」について

北栄町社会福祉協議会

### 1 趣旨

- (1) 社会福祉協議会(略称「社協」)は、社会福祉法に基づき、「地域福祉の推進をはかることを目的」に組織されている民間の福祉団体(社会福祉法人)です。全国の各都道府県・市町村に設置されています。
- (2) 北栄町社協は、自治会・行政・福祉関係者などとの連携を基に、小地域での福祉活動のより一層の推進をはかり、「誰もが安心して暮らせる福祉の町づくり」を目指して活動しています。
- (3) 北栄町社協の活動の趣旨に御理解いただき、町民のみなさんや法人の方々に会員となっただき、北栄町内の支え合い活動を進めています。その財源として、会員のみなさんに会費の御協力をお願いしています。

### 2 納入方法

町民のみなさんに会費の御協力をお願いしていますが、自治会が地域住民を代表する団体で、自治会と社協が地域福祉向上のために一緒に活動を進めていくことが、最も効果的であると考えられたことから、以前から自治会を通じて会費のとりまとめをお願いしています。

毎年、会費の御協力が得られるのは、自治会関係者みなさんの御協力のおかげです。引き続き御理解と御協力をよろしくお願いします。

### 3 活用

御協力いただいた会費、香典返し等の寄付金は、「自治会への福祉活動推進助成金の交付」「いきいきサロン」「食事サービス」などの地域福祉事業に活用させていただいています。

御協力いただいた会費等の金額、活用内容等の詳細は、7月全戸配布の社協広報誌で、毎年報告しています。

※「福祉活動推進助成金」地域の活性化をはかることを目的として、いきいきサロン・運動会・世代間交流活動等の自治会でのコミュニケーション事業に助成をしています。助成金額は、1自治会、均等割・1万円、世帯割・1世帯・300円です。

社協会費の種類

種類	年額	令和5年度実績
普通会費	一世帯 1,000円	4,511世帯 4,440,925円
法人会費	一口 3,000円	94社 307,000円